

生活保護健康支援員＜勤務条件＞

任用期間	令和 7 年11月 1 日から令和 8 年 3 月31日
勤務時間	午前 8 時30分 から 午後 5 時15分 （休憩時間 正午 から 午後 1 時） ※ 業務において必要がある場合、時間外勤務が発生する場合があります。
勤務日数	週 5 日（月曜日から金曜日）勤務
休日	週休日：土曜日及び日曜日 休日：国民の祝日及び年末年始（12月29日から31日、1 月 2 日及び 3 日）
給与	月額 245, 800 円
手当等	条例等の定めるところにより、時間外勤務手当、通勤手当、期末手当等が支給されます。
休暇	年次有給休暇 8 日を付与します。
社会保険	加入となります。 （健康保険及び厚生年金保険）
雇用保険	加入となります。
労災保険	公務災害又は労働災害補償制度が適用されます。
その他	(1) 給与等支給日は毎月21日（実績に応じて支給する手当等は翌月21日） (2) 服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。 (3) 任用後 1 月間は条件付採用期間となります。ただし、任用後 1 月間の勤務日数が15日に満たない場合には、勤務日数が15日に達するまで延長されます。